

中野区分別収集計画 (第10期)

令和4年6月

中野区

1 計画策定の意義

地球温暖化に伴う気候変動や天然資源の枯渇など、環境への大きな負荷を低減させることが世界全体で取り組むべき課題となっている。2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs：エスディーゼーズ）」においても、エネルギーや資源、環境に関わる課題解決が「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現のために重要な目標とされている。

持続可能な循環型社会を形成するためには、区民、事業者そして行政がそれぞれの役割を認識するとともに、相互に協力して「ごみの減量」と「リサイクルの推進」に取り組むことが必要である。

中野区では、平成16年7月から一部の地域でプラスチック製容器包装の回収を開始し、平成20年10月から区内全域で実施している。平成19年4月からは古紙の行政回収を停止し、町会・自治会等の区民団体が実施する集団回収に全面移行した。その後、古着等の回収も広がり、現在、241団体（うち町会・自治会は105の全ての団体）が集団回収を実施している。平成26年度からは「粗大ごみ」から金属を資源化する事業を開始するとともに、小型家電、使用済み蛍光管、廃食用油などの拠点回収を開始した。さらに、平成31年度からは「陶器・ガラス・金属ごみ」の全量を資源化している。

これらの取り組みを実施してきた結果、着実にごみの量は減少し、資源化の推進も図られているが、その一方、ごみとして排出されるものの中に資源化可能物が含まれている実態もある。

このような状況の下、さらなるごみの減量・資源化、そして最終処分場（新海面処分場）の延命化のためには、区民や事業者に対し、今後も継続して「3R意識」及び分別排出の普及啓発を行っていかねばならない。

本計画は「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）」第8条に基づき、容器包装廃棄物の分別収集及びごみの減量を推進し、限りある資源の有効活用と最終処分場の延命化を図ることを目的として、区民、事業者そして行政それぞれの責務と役割を明確化し、三者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

2 基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本的方向を以下に示す。

- (1) 区民自らが、ごみの発生抑制、再使用、再生利用の優先順位を踏まえ、環境への負荷が少ないライフスタイルを積極的に選択することができるよう、ごみ減量・リサイクル推進に関する情報提供や普及・啓発を行う。
- (2) 区民、事業者が積極的に参加することのできるリサイクルシステムを構築し、容器包装廃棄物のリサイクルを推進する。
- (3) 区民、事業者、行政がそれぞれの責務と役割を認識し、協力してごみ減量・リサイクルの推進に取り組む。

3 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5か年間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

容器包装廃棄物のうち、以下の品目を対象とする。なお、本計画では、容器包装廃棄物の各名称について以下のように名称を統一して使用することとする。

容器包装廃棄物の種類	名称
主としてスチール製の容器	スチール缶
主としてアルミ製の容器	アルミ缶
主としてガラス製の容器 (無色のガラス製容器)	無色びん
(茶色のガラス製容器)	茶色びん
(その他のガラス製容器)	その他色びん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート (PET) 製の容器であって 飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装 (ポリエチレンテレフタレート (PET) 製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのものを除く。)	プラスチック製容器包装

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
容器包装廃棄物	18,967 t	19,025 t	19,090 t	19,028 t	18,971 t

6 容器包装廃棄物の排出抑制のための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)

すぐにごみとなる容器包装物は、つくらない、買わない、使わない、という発生抑制を第一とし、そのうえでなお排出される資源となるものについては、回収し再生利用するという流れに沿ったごみの減量・リサイクルの徹底に、区民・事業者・区が協力して取り組まなければならない。容器包装廃棄物の発生・排出抑制のために以下の施策を実施する。

(1) 区民を対象とした普及・啓発活動等の推進

マイバック持参など、3R（リデュース：発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生利用）の中でも発生抑制を優先する取り組みを働きかけるため、環境学習支援・ごみ減量出前講座を実施する。特に、近年問題となっているプラスチックに関しては、国や都の動向を踏まえ、ワンウェイプラスチックの削減などを啓発していく。また、区報・区ホームページ・ごみ分別アプリ・情報誌など、年代やライフスタイルに即した媒体を活用し、ごみ減量・リサイクル推進を呼びかけていく。

(2) 集団回収に対する支援

集団回収を、区民の環境に対するモラル向上に大いに役立つ取り組みと位置づけ、区民がより積極的に取り組んでいけるよう、報奨金の支給、制度のPR、協力しての持ち去りパトロール実施など、引き続き支援していく。

(3) 事業者への働きかけ

事業者は、事業活動に伴うごみの発生・排出抑制、分別排出に努めるとともに、製品の適正な処分・リサイクルについての一定の責任を果たす必要がある。

事業者向けのごみ処理ガイド（リーフレット）を作成、小規模事業所等に配布し、環境に配慮したごみの発生が少ない事業活動の推進を促すとともに、自主的リサイクルルートの確立など資源の有効利用について理解と協力を求めていく。また、製品等については、過剰包装の抑制、ごみになりにくい製品の開発などを働きかける。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように、また収集に係る分別の区分は下表右欄のように定める。

分別収集する容器包装の種類	収集に係る分別の区分
スチール缶	缶
アルミ缶	
無色びん	びん
茶色びん	
その他色びん	
紙パック	紙パック
段ボール	段ボール
ペットボトル	ペットボトル
プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み(法第8条第2項第4号)

各年度における分別収集対象品目の回収量の見込みは次のとおりである。

	5年度		6年度		7年度		8年度		9年度	
スチール缶	(合計) 328 t		(合計) 318 t		(合計) 309 t		(合計) 298 t		(合計) 287 t	
	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量
	0 t	328 t	0 t	318 t	0 t	309 t	0 t	298 t	0 t	287 t
アルミ缶	(合計) 762 t		(合計) 768 t		(合計) 774 t		(合計) 775 t		(合計) 776 t	
	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量
	0 t	762 t	0 t	768 t	0 t	774 t	0 t	775 t	0 t	776 t
無色びん	(合計) 940 t		(合計) 918 t		(合計) 896 t		(合計) 868 t		(合計) 842 t	
	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量
	0 t	940 t	0 t	918 t	0 t	896 t	0 t	868 t	0 t	842 t
茶びん	(合計) 665 t		(合計) 649 t		(合計) 635 t		(合計) 615 t		(合計) 597 t	
	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量
	557 t	108 t	543 t	106 t	105 t	530 t	102 t	513 t	100 t	497 t
その他色びん	(合計) 1,341 t		(合計) 1,308 t		(合計) 1,277 t		(合計) 1,237 t		(合計) 1,200 t	
	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量
	1,308 t	33 t	1,276 t	32 t	1,245 t	32 t	1,206 t	31 t	1,169 t	31 t
紙パック	(合計) 1 t		(合計) 1 t		(合計) 1 t		(合計) 1 t		(合計) 1 t	
	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量
	0 t	1 t	0 t	1 t	0 t	1 t	0 t	1 t	0 t	1 t
段ボール	(合計) 5,115 t		(合計) 5,206 t		(合計) 5,298 t		(合計) 5,354 t		(合計) 5,411 t	
	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量
	0 t	5,115 t	0 t	5,206 t	0 t	5,298 t	0 t	5,354 t	0 t	5,411 t
ペットボトル	(合計) 1,438 t		(合計) 1,497 t		(合計) 1,559 t		(合計) 1,611 t		(合計) 1,666 t	
	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量
	1,307 t	131 t	1,362 t	135 t	1,419 t	140 t	1,468 t	143 t	1,519 t	147 t
プラスチック製 容器包装	(合計) 2,221 t		(合計) 2,215 t		(合計) 2,209 t		(合計) 2,188 t		(合計) 2,167 t	
	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量
	2,221 t	0 t	2,215 t	0 t	2,209 t	0 t	2,188 t	0 t	2,167 t	0 t
合計	12,811 t		12,880 t		12,958 t		12,947 t		12,947 t	

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量および容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$\text{直近年度（令和3年度）の分別基準適合物等の収集実績} \times \text{人口変動率} \\ \times \text{直近5年度のうち令和2年度を除く一人あたり収集量の変動率平均}$$

※集団回収による「びん」「缶」「紙パック」については、令和9年度まで直近年度（令和3年度）収集実績の横ばいの収集量を見込んだ。

※人口変動率は、中野区基本計画の将来人口推計（長期推計）より1年ごとの人口を推計して算出した。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
339,857人 (対前年度比)	343,103人 (対前年度比)	346,349人 (対前年度比)	347,216人 (対前年度比)	348,084人 (対前年度比)
100.96%	100.96%	100.95%	100.25%	100.25%

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大による影響で収集量が大幅に増加したため、異常値として捉え、変動率平均算出から除外した。

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制（区が実施する資源の分別回収・拠点回収のほか、区民団体が取り組む集団回収）を活用して行う。

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
スチール缶	缶	<ul style="list-style-type: none"> ・区による分別回収 ・町会・自治会等の区民団体による集団回収 	民間業者
アルミ缶			
無色びん	びん		
茶色びん			
その他色びん			
紙パック	紙パック	<ul style="list-style-type: none"> ・区による拠点回収 ・町会・自治会等の区民団体による集団回収 	
段ボール	段ボール	<ul style="list-style-type: none"> ・町会・自治会等の区民団体による集団回収 	
ペットボトル	ペットボトル	<ul style="list-style-type: none"> ・区による分別回収 ・区による拠点回収 	
プラスチック製 容器包装	プラスチック製 容器包装	<ul style="list-style-type: none"> ・区による分別回収 	

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

民間施設において、選別・圧縮・保管の中間処理を行う。

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器等	中間処理
スチール缶	缶	プラスチック コンテナ	民間施設
アルミ缶			
無色びん	びん		
茶色びん			
その他色びん			
紙パック	紙パック	回収ボックス ひもで縛る	
段ボール	段ボール	ひもで縛る	
ペットボトル	ペットボトル	回収ネット 自動回収機	
プラスチック製 容器包装	プラスチック製 容器包装	ごみ容器・袋	

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- (1) 容器包装廃棄物の分別の区分等にしがって適正に排出されるよう、普及啓発及び情報の提供を図る。
- (2) 区民の自主的な資源回収である集団回収を促進するため、必要な支援を行う。
- (3) ペットボトル回収において、自動回収機を増設し、効率的な回収を促進する。
- (4) 一般廃棄物の処理の基本方針に関すること、その他一般廃棄物の処理に関する重要な事項について審議するため、区長の附属機関として、区民・事業者・学識経験者で構成される廃棄物減量等推進審議会の設置を条例で制定している。